

■ 盛土規制法における滋賀県と大津市の運用の違い

	滋賀県	大津市
事前協議	許可を要する工事すべて	盛土等を行う土地の面積が 500 m <sup>2</sup> (特盛区域は 3,000 m <sup>2</sup> )を超える工事
住民への周知を行う方法	省令で定める方法	・省令で定める方法 ・15mを超える盛土を行う工事の場合は説明会の開催が必須(市細則で規定)
住民への周知を行う範囲	国の技術的助言による	独自に定める
技術的基準	内容、詳細については、それぞれの許可基準(審査基準)をご確認ください。	
中間検査	特定工程は政令で定める工程のみ	・政令で定める工程 ・以下の工事を行う土地の地盤の支持強度を確保する工事の工程(条例で追加) <ul style="list-style-type: none"> <li>（ ・5m超の擁壁を設置する工事</li> <li>・5m超の崖面崩壊防止施設を設置する工事</li> <li>・15mを超える盛土を行う工事</li> </ul>
	検査手数料が必要	検査手数料は不要
定期報告	報告事項は省令で定める事項のみ	・省令で定める事項 ・以下の事項(条例で付加) <ul style="list-style-type: none"> <li>（ ・災害を防止するための措置</li> <li>・盛土の場合、盛土の材料(土質)</li> <li>・盛土の場合、締固め度</li> </ul>
着手届(みなし許可の場合)	みなし許可の場合、都市計画法のみの着手届で可	みなし許可の場合、都市計画法と盛土規制法の両方の着手届が必要(市細則で規定)
区域指定時に工事中の届出工事(第21条第1項及び第40条第1項)	添付書類(造成の規模を問わない)	添付書類(造成の規模により異なる)
88条証明の取扱い	チェックリストの運用	( 大津市88条協議確認書 大津市チェックシート の運用
標準処理期間	独自に定める	独自に定める
申請手数料	独自に定める	独自に定める